

下記の者については、土地家屋調査士法第42条第2号の規定に基づき
平成29年9月23日から3週間の業務停止に処する。

平成29年9月22日

名古屋法務局長 小栗 健一

記

氏名 高杉 勇

登録番号 愛知第2450号

事務所の所在地 名古屋市中村区靖国町一丁目135番地の2

違反行為 他人による業務の取扱い

下記の者については、土地家屋調査士法第42条第3号の規定に基づき
平成29年2月15日から業務の禁止に処する。

平成29年2月1日

名古屋法務局長 小栗 健一

記

氏名 井上 卓巳

登録番号 愛知第2681号

事務所の所在地 名古屋市守山区大永寺町225番地

違反行為 公文書偽造等